

令和5年10月11日

青森県教育委員会第897回定例会

期 日 令和5年10月11日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告
 - 報告第1号 議案に対する意見について …………… 1
 - 報告第2号 三本木農業高等学校牛舎内生徒負傷事故検証
結果最終報告書について …………… 2
- 3 議 案
 - 議案第1号 青森県立図書館協議会委員の人事について …………… 5
 - 議案第2号 青森県立郷土館協議会委員の人事について …………… 6
- 4 その他
 - 職員の懲戒処分の状況について …………… 7
- 5 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 5 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）

報告第2号

三本木農業高等学校牛舎内生徒負傷事故検証結果 最終報告書について

1 事故の概要

(1) 発生日時・場所

令和3年12月27日（月） 午前10時20分頃

三本木農業高等学校 肉牛舎内

(2) 発生状況

当該校の動物科学科2年（当時）の男子生徒（以下「当該生徒」という。）が牛の飼養管理実習中に、肉牛舎第6牛房内において1人で清掃作業をしていたところ、牛が頭を低くした体勢で当該生徒の至近距離にいる状況を見つけた実習助手（以下「当該実習助手」という。）が、威嚇状態であると判断し、第6牛房に入り牛と当該生徒の間に分け入った。当該実習助手は牛を追い払うために、フォーク（農具）で牛の顔や頭を強く振り下ろすように叩き、振り向くと当該生徒が頭部を負傷して倒れていた。

(3) 当該生徒の怪我の状況

事故後直ちに救急搬送され、搬送先の病院で緊急手術を受けたが、現在も深刻な状態である。

(4) その他

当該実習助手については、警察が令和5年7月6日に業務上過失傷害の疑いで青森地方検察庁八戸支部へ送致しており、現在も検察による捜査が行われている。

2 事故調査委員会の設置

文部科学省の「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故の原因を分析することで実習中の事故を防止できなかった学校の管理上の問題を解明し、再発防止策を策定するための事故調査委員会を令和4年6月に設置。

[事故調査委員会委員]

和牛の生態や飼養管理、危機管理等に係る学識経験者、医師、弁護士、PTAの代表 計6名

3 事故調査委員会の検討状況等

令和4年6月28日に第1回事故調査委員会を開催し、令和5年10月4日までに計10回の委員会を開催したほか、現地調査、当該実習助手を含めた学校関係者からのヒアリング、生徒アンケート等を実施。令和5年10月4日に再発防止に向けた提言などを取りまとめた最終報告書を教育長に提出。

4 最終報告書の概要

(1) 事故調査委員会による検証

「当該校の危機管理体制及び安全管理の実態」及び「当該生徒が頭部の負傷に至った場面」について検証。

なお、当該実習助手が牛と当該生徒の間に分け入っている状況などから、当該実習助手の行動と事故の発生に何らかの因果関係があると推測されたが、当該生徒が頭部を負傷した状況に係る具体的事実を断定するまでには至らなかった。一方で、警察の公表や事故調査委員会による検証などから、当該実習助手が牛を追い払う際に使用したフォーク（農具）が当該生徒に当たったことにより負傷した可能性があることを前提に、再発防止に向けた提言をまとめた。

(2) 本件事故の問題点の総括

- ・ 当該校の管理職や農場部・動物科学科によって行われるべき組織的な安全対策が不十分であった。
- ・ 動物科学科では、牛房内で発生し得る緊急時の対応訓練を行っていないかった。
- ・ 人が近くにいる状況で、当該実習助手がフォーク（農具）を振り下ろす行為は極めて危険で不適切であった。一方で、当該校では飼養管理マニュアルは作成されておらず、安全対策が実習担当者の知見や経験に委ねられていた状況などがあった。その背景には、組織的な安全対策が不十分であったことが挙げられる。

(3) 再発防止に向けた提言

検証により抽出した問題点を踏まえ、牛の飼養管理実習及び安全管理体制の改善策について、以下の6つの大項目（計22の小項目）により提言。

- ・ 牛の飼養管理上の安全対策
- ・ 実習に係るマニュアル
- ・ 危機管理体制の構築
- ・ 生徒への安全教育
- ・ リスク情報の取扱い
- ・ 県教育委員会の責務

5 県教育委員会の対応

- ・ 事故調査委員会が取りまとめた再発防止に向けた提言を踏まえ、当該校のみならず県立学校全体の安全対策を徹底し、二度とこのような事故が起こらないよう信頼される学校づくりに努めていく。
- ・ 当該生徒及び御家族に対しては、今後も誠意を持って対応していく。

議案第 1 号

青森県立図書館協議会委員の人事について

青森県立図書館協議会委員の人事を次のとおり行う。

伊 藤 友 子

青森県立図書館協議会委員に任命する

任期は令和5年10月11日から令和6年5月12日までとする

令和5年10月11日

青森県教育委員会

議案第2号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

長	根	朋	子
米	田	裕	子
千	葉	栄	美
加	賀	千	裕
大	鷹	依	子
石	岡	有佳	子
西	川	智香	子
福	眞	睦	城
工	藤	清	泰
葉	山		茂
小保内		裕	之
奈良岡		隆	樹

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は令和5年10月21日から令和7年10月20日までとする

令和5年10月11日

青森県教育委員会

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和5年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

事案1（処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 特別支援学校 教諭（31歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和5年5月3日（水）、同僚職員等との懇親会に参加するため、車を運転し、弘前市内の飲食店へ向かった。
- ・ 午後7時頃から翌5月4日（木）午前5時頃まで、4軒の飲食店等でビールなどのアルコールを摂取した。
- ・ 徒歩で駐車場に向かい、そのまま車を運転し駐車場を出発した。
- ・ 同日午前5時36分頃、弘前市内の国道102号路上で信号待ちにより停車したところ、居眠りした。
- ・ 付近の住民の通報により到着した警察官によって行われた呼気検査により呼気中濃度0.52mg/lのアルコールが検出された。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和5年9月29日

事案2（処分後速やかに公表した事案）

①被処分者 三八地域八戸市の小学校 教諭（41歳 男性）

②事件の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和5年7月28日（金）、研修後の懇親会に参加するため、車を運転し、八戸市内の飲食店へ向かった。
- ・ 午後6時頃から午後11時半頃まで、2軒の飲食店等でビールなどのアルコールを摂取した。

- ・ 徒歩で駐車場に向かい、翌7月29日（土）午前0時頃、車の後部座席に座り運転代行業者を探しているうちに眠ってしまった。
- ・ 同日午前5時頃、目覚め、車を運転した。
- ・ 駐車場から約800m走行した路上で、パトカーに停止を求められ、呼気検査を受けたところ、呼気中濃度0.36mg/lのアルコールが検出された。

③処分内容 免職

④処分年月日 令和5年9月29日

事案3 ①被処分者 特別支援学校 教諭（24歳 女性）

②事件の概要等 交通法規違反

（最高速度30km/h以上50km/h未満の速度超過）

- ・ 令和5年7月7日（金）午後2時39分頃
- ・ むつ市内の国道
- ・ 最高速度60km/hのところ、98km/hで走行

③処分内容 戒告

④処分年月日 令和5年9月29日

参 考 資 料

第 8 9 7 回定例会（令和 5 年 1 0 月）

- 報告第 1 号
議案に対する意見について P 1
- 議案第 1 号
青森県立図書館協議会委員の人事について P 2 ~ P 4
- 議案第 2 号
青森県立郷土館協議会委員の人事について P 5 ~ P 6

令和5年度9月補正予算の概要について（教育委員会所管分）

補正予算額	43,864千円
現計予算額	119,072,308千円
補正後の予算額	119,116,172千円

◎ 要求の主なもの

教育指導費 36,635千円

○特別支援学校における医療的ケア実施体制整備事業費 1,191千円
医療的ケア児に対する支援体制の充実を図るため、関係機関による協議会や医療的ケアに関する研修会等を開催するのに要する経費

○ICT教育サポーター配置事業費 31,552千円
ICT教育の推進と教職員の業務負担軽減を図るため、県立学校にICT教育サポーターを配置し、ICT環境整備に係る支援等を実施するのに要する経費

保健給食振興費ほか2目 7,229千円

青森県立図書館協議会委員候補者名簿(案)

区分	現 委 員 (R4.5.13～R6.5.12)					新 委 員 候 補 者 (R5.10.11～R6.5.12)										
	推薦団体等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地 域	推 薦 団 体 等	所	属	職 名	氏 名	性 別	新再 の別	地 域
学校教育関係者 (2名)	教育事務所 (中南)	黒石市立 黒石東小学校		校 長	大 里 公 子	女	再	中南								
	高教研図書館部 会	県立五所川原高 等学校		教 諭	竹 浪 廣 美	女	再	西北								
社会教育関係者 (4名)	青森県読書団体 連絡協議会	(一社)八戸市 読書団体連合会		理 事	松 井 京 子	女	再	三八								
	青森県図書館連 絡協議会	五所川原市教育 委員会図書館		次 長	須 藤 紀 子	女	再	西北								
	公募委員 (青森市在住)	公益財団法人青 森県学校給食会		理 事 長	佐 藤 宰	男	再	東青								
	公募委員 (むつ市在住)	無職		一	平 井 美 史 (R4.5.13～R6.7.5)	男	再	下北	公募委員 (むつ市在住)	東通村立東通中 学校		学校図書 館 司 書	伊 藤 友 子	女	新	下北
家庭教育の向上に資 する活動を行う者(1名)		青森県子ども家 庭支援センター		代 表	浜 田 祐 子	女	新	上北								
	(報道)	(株)東奥日報社		部長兼論説 編集委員	秋 元 宏 宣	男	新	東青								
	(教育)	教育事務所 (三八)	五戸町 教育委員会	教 育 長	澤 田 尚	男	新	三八								
学 識 経験者 (3名)	(大学)	青森中央短期大 学	青森中央短期大 学食物栄養学科	講 師	本 間 維	男	新	東青								

参 考 資 料
職制第1号関係

図 書 館 法 (抜 粋)

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立図書館協議会設置条例

昭和二十七年九月二日
青森県条例第五十五号

(設置)

第一条 図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第十四条第一項の規定に基づき、青森県立図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平一一条例五九・一部改正)

(委員の任命の基準)

第二条 協議会の委員(以下「委員」という。)の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

(平二四条例四八・追加)

(委員の定数)

第三条 委員の定数は、十人とする。

(平二四条例四八・旧第二条繰下・一部改正)

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、特別の事由があるときは、委員の任命を解くことができる。

(平二四条例四八・旧第三条繰下)

(委任事項)

第五条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平二四条例四八・旧第四条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成十一年条例第五九号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二十四年条例第四十八号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県立郷土館協議会委員人事案

分野	第25期委員 (任期：令和3年10月21日～令和5年10月20日)					第26期委員 (任期：令和5年10月21日～令和7年10月20日)				
	NO	氏 名	性別	選考分野	備 考	新任	氏 名	性別	選考分野	備 考
学校教育	1	長 根 朋 子	女	小学校	むつ市立奥内小学校長	再任				
	2	工 藤 規 正	男	中学校	七戸町立天間林中学校長	新任	米 田 裕 子	女	中学校	八戸市立三条中学校長
	3	長 尾 眞 理	女	県立学校	県立青森北高等学校長	新任	千 葉 栄 美	女	県立学校	県立大湊高等学校長
	4	鹿 内 亜 里	女	小学校	青森市立筒井小学校教諭	新任	加 賀 千 裕	女	小学校	野辺地町立野辺地小学校教諭
社会教育 家庭教育	5	大 鷹 依 子	女	社会教育	特定非営利活動法人日本人材発掘育成協会理事・事務局長	再任				
	6	石 岡 有 佳 子	女	社会教育	アートスタジオ テテ代表	再任				
	7	葛 西 貢 造	男	社会教育	(公募) 元つがる市教育委員会職員 元青森県生涯学習審議会委員	新任	西 川 智 香 子	女	社会教育	(公募) 特定非営利活動法人コミュサーあおもり理事長
	8	川 村 優 子	女	社会教育	(公募) 青森県地域婦人団体連合会副会長、外ヶ浜町三厩地域婦人団体連合会長	新任	福 眞 睦 城	男	社会教育	(公募) 弘前大学教養教育開発実践センター 非常勤講師
学識 経験者	9	工 藤 清 泰	男	考古	元青森市職員 日本考古学協会会員	再任				
	10	葉 山 茂	男	博物館 民俗	弘前大学准教授	再任				
	11	安 田 勝 寿	男	博物館	ヤスダコレクション代表	新任	小 保 内 裕 之	男	博物館	八戸市博物館長
	12	齋 藤 信 夫	男	自然	青森自然誌研究会会長	新任	奈 良 岡 隆 樹	男	自然	県立五所川原農林高等学校 教頭

青森県立郷土館協議会 関係法令（抜粋）

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 23 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 24 条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第 25 条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

青森県立郷土館協議会条例（昭和 48 年 3 月青森県条例第 5 号）

（設置）

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、青森県立郷土館協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（委員の任命の基準）

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

（委員の定数）

第 3 条 委員の定数は、12 人以内とする。

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。